

京都市消防局訓令乙第2号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

消防体育に関する規程の全部を次のように改正する。

平成27年6月16日

京都市消防局長 杉本 栄一

(趣旨)

第1条 この訓令は、京都市消防職員（以下「職員」という。）の職務遂行に必要な体力維持及び向上を図るために行う体力管理のための取組（以下「消防体育」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(所属長の責務)

第2条 所属長は、この規程に定めるところにより、当該所属の職員に、職務の遂行に必要な体力を常に保持させるよう努めなければならない。

(職員の責務)

第3条 職員は、この規程に定めるところによるほか、日頃から自己の体力及び健康の状況を把握し、調和のとれた体力づくりを進め、体力を維持向上させるよう努めなければならない。

(体育管理者)

第4条 所属に体育管理者を置く。

2 体育管理者は、京都市消防職員教育規程に定める教育主任者をもって充てる。

3 体育管理者は、体育副管理者及び体育推進者を指導監督し、次に掲げる事務を統括する。

- (1) 体力測定の実施
- (2) 職員の体力状況及び健康状況の把握
- (3) 体力が著しく低い職員への体力管理の指導
- (4) 体育施設及び体育器具の保全管理
- (5) 体力測定及び体力錬成の安全管理
- (6) 前各号に定めるもののほか、消防体育に関する必要な事務の処理

(体育副管理者)

第5条 所属長は、必要に応じ、体育副管理者を置くことができる。

2 前項の体育副管理者は、局の課を置かない部及び課にあつては担当課長、課長補佐又は係長のうちから、所属長が指名したものをもって充てる。

3 消防署及び消防分署にあつては担当課長をもつて充てる。

4 体育副管理者は、体育管理者の指導監督の下に第4条第3項各号に掲げる事務を処理する。

(体育推進者)

第6条 所属長は、消防司令補又は消防士長の階級にあるもののうちから、別表に掲げる数を基準として体育推進者を置くものとする。

2 体育推進者は、体育管理者及び体育副管理者の指導監督の下に職員の体力錬成の推進を図るものとする。

(体力測定)

第7条 所属長は、職員の体力状況を把握するため、毎年1回以上、体育管理者の指導監督の下で体力測定を実施しなければならない。

2 職員は、別に定めるところにより前項の体力測定における自らの測定数値を消防局長（以下「局長」という。）に報告しなければならない。

3 局長は、前項の規定に基づき行われた職員からの報告を分析した結果を当該職員に示すものとする。

4 局長は、各職員からの報告を分析した結果を所属ごとに取りまとめ、所属長に示すものとする。

(特別の指導)

第8条 体育管理者は、前条第3項により示された結果から体力が著しく低いと認められる職員に対して、特別の指導を行うものとする。

2 消防学校教養課長（以下「教養課長」という。）は、前項の指導を行うために必要に応じて体育管理者に対する支援を行うものとする。

(体力錬成)

第9条 職員は、第7条第3項の規定に基づき示された分析結果を踏まえ、必要な体力錬成を行うよう努めなければならない。

2 体力錬成の実施に当たり配意すべき事項等は別に定めるところによる。

(安全管理)

第10条 体育管理者は、体力測定及び体力錬成の実施に当たっては、別に定める事項に配慮して実施するものとし、疾病等により実施が適当でないとする職員については実施を見合わせるものとする。

(体育推進会議)

第11条 教養課長は、消防体育に必要な連絡、調整、研究等を行うため、体育管理者等を招集して体育推進会議を開催するものとする。

(情報提供)

第12条 局長は、職員の体力管理及び消防体育の推進に必要な情報提供を行うものとする。

(施行細目)

第13条 この訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成27年6月16日京都市消防局訓令乙第2号)

この規程は、平成27年6月16日から施行する。

別表（第6条関係）

体育推進者配置基準表

局 本 部	課を置かない部	2名
	課	1名
	消防指令センター各部	
	本部指揮救助隊各部	
	消防航空隊（三部勤務を含む。）	
消防署（消防分署を含む。）	毎日勤務の課	1名
	本署各部	
	出張所各部	

（消防局消防学校教養課）